

予備審査制を利用したマニフェスト申告における  
審査区分（税関検査の要否）の通知時期の見直し

（令和8年7月21日実施）

【Q & A】

令和8年6月23日更新版

関税局業務課

## 目次

- (問1) どのような目的で審査区分（税関検査の要否）の通知時期の見直しを行うのですか。..... - 1 -
- (問2) 審査区分（税関検査の要否）の通知はいつになるのですか。..... - 1 -
- (問3) 予備審査制を利用しても予備申告が受理されないということでしょうか。..... - 1 -
- (問4) 予備申告の審査状況（審査終了を含む）は確認できるのでしょうか。..... - 1 -
- (問5) すべての申告が見直しの対象になるのですか。..... - 1 -
- (問6) なぜマニフェスト申告のみが見直しの対象となるのでしょうか。..... - 2 -
- (問7) AEO輸入者及びAEO通関業者が見直しの対象とならないのはなぜですか。..... - 2 -
- (問8) 非AEO通関業者がAEO輸入者の貨物を予備申告した場合、審査区分（税関検査の要否）の通知はされるのでしょうか。..... - 2 -
- (問9) 仮にAEO輸入者及びAEO通関業者において、予備審査制を利用したマニフェスト申告の不適正な利用が見られた場合、税関はどうするのですか。..... - 2 -
- (問10) 「税関長が適当と認める者」とは、具体的にどのような者ですか。..... - 2 -
- (問11) 「税関長が適当と認める者」の要件を満たすことの確認はどのように受ければよいのでしょうか。..... - 3 -
- (問12) AEO輸入者の承認又はAEO通関業者の認定を受けることが見込まれると判断される具体的な要件は何でしょうか。..... - 3 -
- (問13) 予備申告しようとする貨物の情報（事前情報）として提出が求められるのはどのような項目ですか。..... - 3 -
- (問14) 予備申告しようとする貨物の情報（事前情報）はどのように提出するのでしょうか。... - 3 -
- (問15) 一の税関で「税関長が適当と認める者」の確認を受ければ、それ以外の税関からも審査区分（税関検査の要否）の通知を受けることができますか。..... - 4 -
- (問16) 税関長が適当と認める者については、取り消される場合があるのでしょうか。あるとすれば、どのような場合でしょうか。..... - 4 -
- (問17) 変更後のNACCSの業務仕様書が掲載されるのはいつでしょうか。..... - 4 -
- (問18) 審査区分（税関検査の要否）の通知時期が遅くなることにより、輸入通関に係る事務負担・所要時間に変化がありますか。..... - 4 -
- (問19) 実施日はいつですか。..... - 4 -

(問1) どのような目的で審査区分(税関検査の要否)の通知時期の見直しを行うのですか。

- 予備審査制を利用したマニフェスト等による輸入申告(以下「マニフェスト申告」という。)における審査区分(税関検査の要否)の通知を悪用し、輸入貨物の審査・検査の要否を確認したうえで、不正な貨物を発送・輸入する事案が発生しています。
- このような悪用を阻止するため、審査区分(税関検査の要否)の通知時期を見直すこととしました。

(問2) 審査区分(税関検査の要否)の通知はいつになるのですか。

- 予備申告が本申告に切り替わった後に、審査区分(税関検査の要否)が通知されません。
- なお、特例輸入者(以下「AEO輸入者」という。)が行う予備申告(AEO輸入者が自ら行う申告、非AEO通関業者がAEO輸入者を代理して行う申告の両方を含む。)、認定通関業者(以下「AEO通関業者」という。)が行う予備申告及び税関長が適当と認める者が行う予備申告については、従来どおり、予備申告時に審査区分(税関検査の要否)が通知されます。

(問3) 予備審査制を利用しても予備申告が受理されないということでしょうか。

- 予備申告が本申告に切り替わった後に、審査区分(税関検査の要否)が通知されますが、予備申告の受理は従来どおりのタイミングで行われ、予備申告に対する審査が行われます。
- なお、NACCSを利用した申告(システム申告)の場合は、輸入マニフェスト申告控(予備申告)情報に審査区分は出力されません。

(問4) 予備申告の審査状況(審査終了を含む)は確認できるのでしょうか。

- 審査状況(審査終了を含む)は確認できません。

(問5) すべての申告が見直しの対象になるのですか。

- 見直しの対象はマニフェスト申告であるため航空貨物が対象となります。また、対象にはドキュメント通関申告も含まれます。なお、海上小口貨物に係る簡易通関は、一般の見直しの対象ではありません。
- NACCSを利用した申告(システム申告)のほか、マニュアル申告も対象です。

(問6) なぜマニフェスト申告のみが見直しの対象となるのでしょうか。

- マニフェスト申告は、適正な輸入申告が行われることを前提に、統計品目番号及び関税率等の輸入申告項目の一部を省略した簡易な通関手続を認めているものです。
- 一方で、マニフェスト申告の不適正な利用が散見されており、その中でも、予備審査制の審査区分（税関検査の要否）の通知を悪用し、輸入貨物の審査・検査の要否を確認したうえで、不正な貨物を発送・輸入するなどの重大な事案も確認されています。
- したがって、予備審査制とマニフェスト申告の併用に着目した見直しを行うこととしました。

(問7) AEO輸入者及びAEO通関業者が見直しの対象とならないのはなぜですか。

- AEO輸入者及びAEO通関業者は、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者として税関が承認・認定した者であり、適正な通関手続の実施が期待できるためです。
- 税関では、AEO制度を利用する事業者に対して、税関手続の簡素化等のベネフィットを提供することとしていますので、AEO制度の利用をご検討ください。

(問8) 非AEO通関業者がAEO輸入者の貨物を予備申告した場合、審査区分（税関検査の要否）の通知はされるのでしょうか。

- AEO輸入者の貨物を、非AEO通関業者が予備申告を行った場合は、審査区分（税関検査の要否）が通知されます。
- AEO輸入者は、自身の予備申告を通関業者に代理させる場合も含めて、適正な業務運営が期待されるためです。

(問9) 仮にAEO輸入者及びAEO通関業者において、予備審査制を利用したマニフェスト申告の不適正な利用が見られた場合、税関はどうするのですか。

- AEO輸入者、AEO通関業者に対しては、関税法第7条の6又は第79条の2の規定に基づく改善措置の求め等により対応します。

(問10) 「税関長が適当と認める者」とは、具体的にどのような者ですか。

- 次のいずれの要件も満たすことを税関長が確認した者です。
  - AEO輸入者の承認又はAEO通関業者の認定を受けることが見込まれること。
  - 輸入申告予定日までの間、かつ、予備申告前に、予備申告しようとする貨物の情報（事前情報）をNACCSにより提供できること。

- 輸入申告の誤りの発生状況（通関業者である場合には、当該誤りの発生状況のほか、通関業法第38条（報告の徴取等）に基づく、質問又は検査の結果）から、貨物の適正な通関に支障が生じておらず、かつ、生ずるおそれがないと認められること。

（問 1 1）「税関長が適当と認める者」の要件を満たすことの確認はどのように受ければよいのでしょうか。

- 税関に対して申出書を提出していただき、税関でその内容を確認します。
- 申出書の様式は、[「予備審査制の利用について」（平成12年3月31日蔵関第251号）](#)に規定しています。

（問 1 2）A E O 輸入者の承認又はA E O 通関業者の認定を受けることが見込まれると判断される具体的な要件は何でしょうか。

- 具体的な要件は、次のとおりです。
  - 輸入者にあつては、関税法第7条の5第3号、通関業者にあつては、同法第79条第3項第3号に掲げる規則（以下「法令遵守規則」という。）を定めていること。
  - 法令遵守規則に関して、[「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成19年3月31日財関第418号）](#)の「4 法令遵守規則等に関する審査」に定める、[別紙様式1「法令遵守規則・実施規則の記載内容等に関するチェックシート（特例輸入者用）」](#)又は[別紙様式2「法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート（認定通関業者用）」](#)の「1 体制整備等に関する基本的事項」を税関に提出し、審査が終了していること。

（問 1 3）予備申告しようとする貨物の情報（事前情報）として提出が求められるのはどのような項目ですか。

- 積載機名、入港年月日、取卸港、積出地、積出地名、HAWB番号、荷送人名、品名、個数、重量、荷受人名、荷受人住所、荷受人郵便番号、荷受人電話番号、集荷都市、集荷国を基本とし、その他の情報は提出先税関との調整になります。

（問 1 4）予備申告しようとする貨物の情報（事前情報）はどのように提出するのでしょうか。

- N A C C S の専用業務を使用して行います。
- 事前情報の提出方法等の詳細は、問 1 1 の申出書を税関に提出いただいた際に説明します。

(問15) 一の税関で「税関長が適当と認める者」の確認を受ければ、それ以外の税関からも審査区分(税関検査の要否)の通知を受けることができますか。

- 複数の税関に予備審査制を利用したマニフェスト申告を行っている場合で、いずれの税関においても審査区分(税関検査の要否)の通知を受けるためには、それぞれの税関において、「税関長が適当と認める者」の確認を受けることが必要です。

(問16) 税関長が適当と認める者については、取り消される場合があるのでしょうか。あるとすれば、どのような場合でしょうか。

- 問10に記載したいずれかの要件を満たさないこととなった場合には、審査区分(税関検査の要否)の通知の取止めを税関長から通知します。
- 当該通知を受けた者は、予備申告における審査区分(税関検査の要否)の通知を受けることができなくなります。

(問17) 変更後のNACCSの業務仕様書が掲載されるのはいつでしょうか。

- 6月17日にNACCS掲示板に掲載されていますので、[そちら](#)をご覧ください。

(問18) 審査区分(税関検査の要否)の通知時期が遅くなることにより、輸入通関に係る事務負担・所要時間に変化がありますか。

- 予備申告が本申告に切り替わった後に、審査区分(税関検査の要否)が通知されることになるため、一定程度の影響があると考えられますが、事業者により影響は異なりますので一概に申し上げることはできません。

(問19) 実施日はいつですか。

- 実施日は令和8年7月21日です。